

## 大阪市特定団体経営監視会議開催要領

### (目的)

第1条 株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社(以下「特定団体」という。)が抜本的な再建策を策定し再建に取り組むに際し、再建に向けた経営が着実に遂行されていることを確認するとともに、経営に関して外部の有識者からの意見又は助言を求めるため、大阪市特定団体経営監視会議(以下「経営監視会議」という。)を開催する。

### (参加者)

第2条 経営監視会議に参加するメンバーは、次のとおりとする。

- (1) 外部メンバー 公共経済、法律又は財務等の専門的な知識経験を有する者のうちから市長が指名する者
- (2) 内部メンバー 市長及び特定団体を所管する局を担任する副市長

### (経営監視会議の運営)

第3条 外部メンバーは、その互選により座長を定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する外部メンバーが座長の職務を行う。
- 3 必要があるときは、本市職員その他関係者に経営監視会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は市政改革室長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年7月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。